

DISCLOSURE

北辰物産株式会社

(平成27年3月期)

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称 北辰物産株式会社
 代表者名 代表取締役社長 鈿持 宏昭
 所在地 東京都中央区日本橋茅場町1丁目9番2号
 電話番号 03-3668-8111 (大代表)
 許可年月日 平成23年1月1日
 加入協会名 日本商品先物取引協会
 日本商品委託者保護基金

会社の沿革

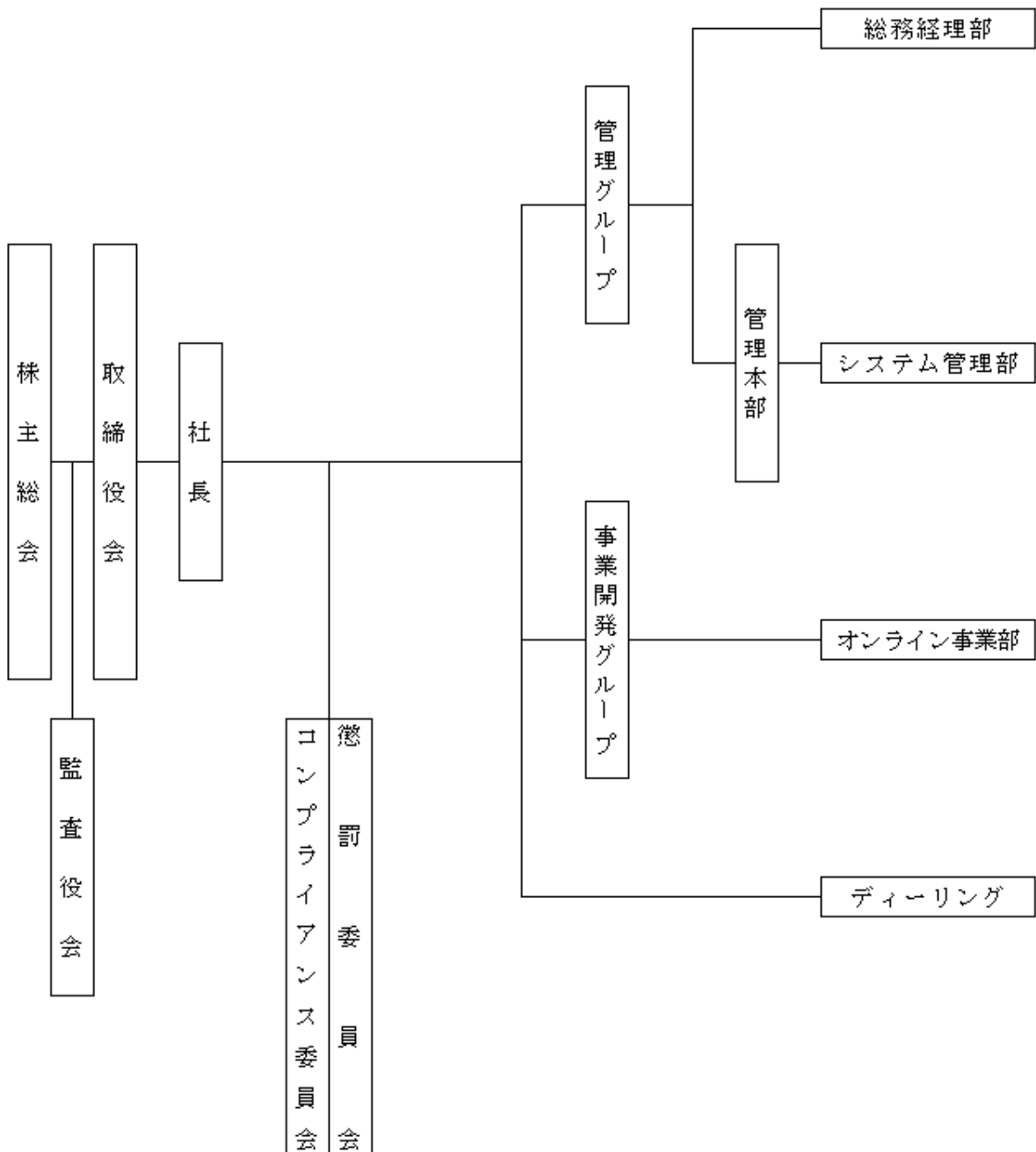
年	月	概 要
昭和 39 年	3 月	ミツワ商品株式会社を設立（資本金 4,000 万円）、農林大臣より、東京穀物商品取引所商品仲買人（現商品先物取引業者）の登録を受け、事業を開始
昭和 39 年	5 月	池袋営業所（池袋支店に改称）開設
昭和 39 年	9 月	横浜営業所（横浜支店に改称）開設
昭和 40 年	3 月	通商産業大臣及び農林大臣より、東京ゴム取引所及び東京繊維取引所並びに前橋乾繭取引所商品仲買人の登録を受ける
昭和 40 年	3 月	前橋営業所（前橋支店に改称）開設
昭和 40 年	12 月	大阪支店開設
昭和 41 年	3 月	農林大臣より、大阪穀物取引所商品仲買人の登録を受ける
昭和 42 年	9 月	農林大臣より、東京砂糖取引所商品仲買人の登録を受ける
昭和 46 年	1 月	商品取引所法の改正により、商品仲買人登録制から商品取引員許可制（現商品先物取引業者）に移行。農林大臣及び通商産業大臣より、東京穀物商品取引所、東京ゴム取引所、東京繊維取引所、前橋乾繭取引所、大阪穀物取引所、東京砂糖取引所の商品取引員の許可を受ける
昭和 50 年	9 月	資本金 1 億円に増資
昭和 52 年	2 月	社名を北辰物産株式会社に変更
昭和 52 年	2 月	本店を東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 8 番地（現 1 丁目 9 番 2 号）に移転
昭和 52 年	3 月	資本金 1 億 5,000 万円に増資
昭和 55 年	5 月	資本金 1 億 9,500 万円に増資
昭和 56 年	7 月	農林水産大臣より、横浜生糸取引所の商品取引員の許可を受ける
昭和 58 年	3 月	通商産業大臣より、大阪三品取引所、大阪化学繊維取引所の商品取引員の許可を受ける
昭和 59 年	1 月	通商産業大臣より、東京金取引所（現(株)東京商品取引所）の商品取引員（現商品先物取引業者）の許可を受ける
昭和 60 年	7 月	三井物産株式会社「ロンドン渡し貴金属地金取引」指定取扱業者、代理店になる
昭和 63 年	6 月	通商産業大臣より「誘導基準適合取引員」に認定される。（9 年連続して「誘導基準適合取引員」に認定される）
昭和 63 年	12 月	福岡支店開設
昭和 63 年	12 月	農林水産大臣より、関門商品取引所の商品取引員の許可を受ける
平成 2 年	3 月	資本金 2 億 1,450 万円に増資
平成 2 年	3 月	(株)太陽神戸銀行（現(株)三井住友銀行）、(株)協和銀行（現(株)りそな銀行）及び(株)徳陽相互銀行（前(株)徳陽シティ銀行）が資本参加
平成 2 年	11 月	資本金 3 億 6,700 万円に増資
平成 3 年	3 月	資本金 6 億 4,200 万円に増資
平成 3 年	8 月	農林水産大臣より、名古屋穀物砂糖取引所の商品取引員の許可を受ける
平成 3 年	11 月	商品取引所法の改正による第一種・第二種の区分許可制導入に伴い、農林水産大臣及び通商産業大臣より、第一種商品取引受託業の許可を受ける
平成 5 年	2 月	資本金 10 億 3,200 万円に増資

年	月	
平成 5 年	2 月	名古屋支店開設
平成 5 年	4 月	通商産業大臣より、名古屋繊維取引所の商品取引員の許可を受ける
平成 5 年	12 月	農林水産大臣より、関西農産商品取引所（現大阪堂島商品取引所）・砂糖市場の商品取引員の許可を受ける
平成 6 年	6 月	商品取引員他社 4 社との共同出資会社、大興投資顧問株式会社を設立
平成 7 年	1 月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所・天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 9 年	4 月	通商産業大臣より、東京工業品取引所（現株東京商品取引所）・アルミニウム市場の商品取引員（現商品先物取引業者）の許可を受ける
平成 9 年	10 月	通商産業大臣より、大阪商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
平成 10 年	7 月	農林水産大臣より、関西商品取引所（現大阪堂島商品取引所）・農産物飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 11 年	2 月	東京工業品取引所（現株東京商品取引所）・毛糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 11 年	2 月	東京工業品取引所（現株東京商品取引所）・金実物会員脱退
平成 11 年	3 月	大阪商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・スフ糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 11 年	3 月	中部商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・会員脱退
平成 11 年	6 月	東京工業品取引所（現株東京商品取引所）・石油市場の商品取引員（現商品先物取引業者）の許可を受ける
平成 11 年	10 月	特定の電子取引開始
平成 12 年	3 月	大阪商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・毛糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 12 年	3 月	東京工業品取引所（現株東京商品取引所）・綿糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 12 年	4 月	外国為替証拠金取引業務開始
平成 12 年	12 月	資本金 11 億 3,832 万 6 千円に増資
平成 13 年	5 月	農林水産大臣より、横浜商品取引所・農産物市場の商品取引員の許可を受ける
平成 14 年	12 月	経済産業大臣より、中部商品取引所・石油市場の商品取引員の許可を受ける
平成 16 年	1 月	資本金 13 億 3,832 万 6 千円に増資
平成 16 年	3 月	大阪商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・綿糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 16 年	3 月	前橋支店を廃止し本店に統合
平成 16 年	6 月	資本金 16 億円に増資
平成 16 年	9 月	インターネットによる外国為替保証金取引「DRAGON FX 24」開始
平成 17 年	4 月	農林水産大臣及び経済産業大臣より、商品取引受託業務の許可を受ける
平成 17 年	4 月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金会員加入
平成 17 年	5 月	株式会社日本商品清算機構における指定商品市場に係る清算資格を取得
平成 17 年	7 月	横浜支店を廃止し本店に統合
平成 17 年	8 月	中部商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・鉄スクラップ市場における受託会員加入
平成 17 年	10 月	株式会社日本商品清算機構における中部商品取引所・鉄スクラップ市場の清算資格を取得
平成 17 年	11 月	池袋支店を廃止し本店に統合
平成 18 年	2 月	金融先物取引業の登録を受ける
平成 19 年	4 月	北辰商品株式会社より事業譲受
平成 19 年	9 月	関東財務局長より、第一種及び第二種金融商品取引業の登録を受ける
平成 19 年	10 月	TIGER TRADER を D-station に一本化
平成 19 年	11 月	関西商品取引所（現大阪堂島商品取引所）・会員脱退
平成 19 年	11 月	大阪支店を廃止し本店に統合
平成 20 年	2 月	名古屋支店・福岡支店を廃止し本店に統合
平成 20 年	4 月	かざかコモディティ(株)よりトランスファーを受ける
平成 20 年	12 月	東京工業品取引所（現株東京商品取引所）の株式会社化に伴い、受託会員から受託参加者となる
平成 20 年	12 月	商品先物取引オンライントレーディングシステム、D-station 新システム「Presto」稼動
平成 21 年	6 月	「DRAGON FX 24」のサービスを停止

年	月	概 要
平成 21 年	8 月	中部大阪商品取引所・会員脱退及び株式会社日本商品清算機構における清算資格の喪失
平成 21 年	12 月	「HOXS IN FX」を I V T インベストメント・バンキング(株)へ事業譲渡
平成 21 年	12 月	第一種金融商品取引業の廃止
平成 21 年	12 月	第二種金融商品取引業の廃止
平成 22 年	3 月	商品先物対面取引事業を大起産業(株)へ譲渡
平成 22 年	9 月	大起産業(株)より商品先物オンライン取引事業のトランスファーを受ける
平成 22 年	10 月	株式会社東京工業品取引所（現(株)東京商品取引所）の中京ガソリン・中京灯油の取引開始及び株式会社日本商品清算機構における清算資格の取得
平成 23 年	1 月	農林水産大臣及び経済産業大臣より、商品先物取引法の施行に伴う商品先物取引業者の許可を受ける
平成 23 年	1 月	SPAN 証拠金制度に基づく新証拠金制度を開始
平成 23 年	5 月	株式会社東京工業品取引所（現(株)東京商品取引所）の日経・東工取商品指数の取引開始及び株式会社日本商品清算機構における清算資格の取得
平成 23 年	8 月	株式会社東京穀物商品取引所の米穀の取引開始
平成 23 年	9 月	「D-station」プレミアムオンライン取引（サポート型）の取引開始
平成 24 年	1 月	スマートフォン取引ツール「D-touch」稼動
平成 25 年	1 月	株式会社東京工業品取引所（現(株)東京商品取引所）の日経・東工取商品指数市場の上場廃止のため、受託業務廃止
平成 25 年	2 月	株式会社東京穀物商品取引所の解散に伴い、農産物市場・砂糖市場の受託業務廃止
平成 25 年	2 月	株式会社東京商品取引所の農産物・砂糖市場（一般大豆・小豆・とうもろこし・粗糖）の取引開始及び株式会社日本商品清算機構における清算資格の取得
平成 26 年	4 月	株式会社東京商品取引所より「人材高度化法人」として認定を受ける

② 事業の内容

(1) 経営組織 (平成27年3月31日現在)



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品先物取引業者であり、下記の商品市場の受託取引参加者として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令 22 総合第 1337 号、平成 22・12・13 商第 19 号)

取引所名	当社における取扱商品
(株)東京商品取引所	金・金ミニ・銀・白金・白金ミニ・パラジウム・アルミニウム ガソリン・灯油・原油・軽油・ゴム・中京ガソリン・中京灯油 小豆・一般大豆・とうもろこし・粗糖

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

該当事項はありません。

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

該当事項はありません。

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 兼業業務

不動産賃貸業務

当社の本店 1 階所有フロアをテナントに賃貸する業務を行っております。

③ 事業所、営業所の状況

名 称	所 在 地	電話番号
本 店	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 9 番 2 号	03-3668-8111

④ 財務の概要 (決算年月：平成 27 年 3 月期)

(a) 資本金	1,600,000 千円
(b) 営業収益	398,890 千円
(c) 受取手数料	568,715 千円
(d) トレーディング損益	△208,332 千円
(e) 経常損益	△140,836 千円
(f) 当期純損益	△149,866 千円
(g) 純資産額規制比率	596.6%

⑤ 発行済株式総数（平成27年3月31日現在）

発行済株式の総数 92,714株

（注）当社の株式は非上場であります。

⑥ 株主の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名又は名称	保有株式数	割合
北辰不動産株式会社	55,532株	77.0%
釧持 宏昭	13,080株	18.1%
株式会社三井住友銀行	3,000株	4.2%
富士火災海上保険株式会社	400株	0.6%
坂田 範秋	75株	0.1%
大平 崇由	30株	0.0%
合計 6名	72,117株	100.0%

（注）割合は、発行済株式の総数から自己株式数（20,597株）を除いた株式数を基準に算出したもので、議決権比率と同じ比率であります。なお当社の株主数は6名であります。

⑦ 役員状況（平成27年3月31日現在）

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	釧持 宏昭	有	常勤
取締役	清水 康弘	無	常勤
取締役	高橋 亨	無	常勤
監査役	辻 貴浩	無	常勤
監査役	富田 正樹	無	非常勤
監査役	藤井 克己	無	非常勤

（注）監査役富田正樹及び藤井克己は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の数（平成27年3月31日現在）

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	6名	2名	14名	20名
（うち外務員）	（1名）	（0名）	（10名）	（11名）

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

当事業年度の商品先物オンライン取引事業におきまして、利便性の高いサービスを提供し、顧客数及び預り資産の増大と収益の向上を目指してまいりました。利便性の向上を図るため、平成26年11月にはトレードツールにおける注文有効期限の延長、スマートフォン用トレードツール「D-touch」におけるログインID・パスワードの保存機能及び初期画面設定機能を追加し、平成27年3月にはトレードツールで新注文機能「連続注文」をリリースいたしました。専門アナリスト付き商品先物オンライン取引「プレミアムオンライン取引」におきましては、新規顧客獲得を目的にセミナーでの宣伝活動やホームページ、資料請求フォーム等の改良を行ってまいりました。また、情報サイト「波動展望の部屋」の運営、週刊レポート・相場見通し等のメール配信情報サービスを充実させることにより、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、商品先物オンライン取引事業におきまして、前事業年度と比較して委託売買高は、18.1%増加し、2,642千枚となり、当事業年度末の顧客数は5.6%増加し、4,293名となりましたが、顧客の預り証拠金は、14.2%減少し、4,970百万円となりました。

当事業年度における営業収益は、受取手数料収入568百万円（前期比12.6%増）、売買損益208百万円の損失（前期は178百万円の損失）、不動産賃貸収入は前事業年度と同額の当事業年度通期12ヶ月分の賃貸料38百万円を計上し、398百万円（前期比9.5%増）となりました。営業費用につきましては、広告宣伝費等が増加した一方で、貸倒引当金繰入額の減少により、547百万円（前期比0.5%減）となりました。この結果、営業損失148百万円（前期は185百万円の損失）、経常損失140百万円（前期は177百万円の損失）となり、特別損益において、特別利益に商品取引責任準備金戻入額8百万円を計上しましたが、特別損失に商品取引事故損失16百万円を計上したことにより、当期純損失は149百万円（前期は129百万円の損失）となりました。

売買高

（単位：枚）

期別 内訳 商品市場名	第52期 (自 平成26年4月1日) (至 平成27年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物・砂糖市場	46,621	0	46,621
貴金属市場	2,131,241	7,202	2,138,443
ゴム市場	119,184	0	119,184
石油市場	345,264	1,762	347,026
合 計	2,642,310	8,964	2,651,274

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引

受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 52 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日) (至 平成 27 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物・砂糖市場	13,711
貴金属市場	444,154
ゴム市場	30,977
石油市場	79,872
合 計	568,715

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません。

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

トレーディング損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 52 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日) (至 平成 27 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物・砂糖市場	0
貴金属市場	△165,830
ゴム市場	0
石油市場	478
商品先物評価損益	△43,073
小 計	△208,424
商品売買損益	92
合 計	△208,332

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません。

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません。

(3) 不動産賃貸部門

不動産賃貸収入は、38百万円であります。

② 取引開始基準

電子取引に関する口座開設申込及び取引開始基準

お客様が次の要件を満たす場合、口座開設申込及び商品先物取引の開始をすることができます。

1. 年齢が満20歳以上74歳以下の方。
2. 一定の収入（300万円以上）がある方。
3. 投資運用予定額を自己資金の範囲で設定されている方。
4. 当社の定める特定の電子取引に関する約款、運用規定等に同意いただける方。
5. インターネットの利用環境が整っていること。
6. お客様ご自身のメールアドレスをお持ちである方。
7. 取引に必要な個人情報を正確にご提供いただける方。
8. 口座開設にあたり、各種書面の電子交付に同意いただける方。
9. 商品先物取引の仕組み・危険性（リスク）について十分に理解していただいていること。
10. 当社からの電子メール又は電話で常時連絡がとれる方。
11. 法律上の行為能力をお持ちである方。

上記以外で次の要件に該当するお客様は原則不適格者となりますが、当社の定める申出書等の提出を頂き、審査基準に照らして、条件を満たしているお客様はお取引をすることが出来るものといたします。

1. 一定の収入（300万円以上）がない方。
2. 満75歳以上の方。
3. 下記に規定する公金取扱者。
 - ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関に勤務する方。
 - ② 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等のノンバンクに勤務する方。
 - ③ 国、地方公共団体、その他の公益機関に勤務する方。
 - ④ 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方。

これらは口座開設のお申込に必要な条件です。口座開設申込及び本人確認書の受入れ後、当社にて口座開設の審査を行うこととなります。審査の結果によっては口座開設のご希望に添えかねる場合がございますので予めご了承下さい。

なお、当社では、投資家保護の観点より未成年、成年被後見人、生活保護法の適用を受けている方、商品先物取引を始めるにあたり資金の借り入れを行おうとしている方、損失が生ずるおそれのある取引を望まない方、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方、反社会的勢力に該当または反社会的勢力と関係有する方の口座開設のお申込は受付けておりません。

電子取引(プレミアムオンライン取引)に関する口座開設申込及び取引開始基準

お客様が次の要件を満たす場合、口座開設申込及び商品先物取引の開始をすることができます。

1. 年齢が満20歳以上74歳以下の方。
2. 一定の収入(500万円以上)がある方。
3. 投資可能資金額を自己資金の範囲で設定されている方。
4. 当社の定める特定の電子取引に関する約款、運用規定等に同意いただける方。
5. インターネットの利用環境が整っていること。
6. お客様ご自身のメールアドレスをお持ちである方。
7. 取引に必要な個人情報を正確にご提供いただける方。
8. 口座開設にあたり、各種書面の電子交付に同意いただける方。
9. 商品先物取引の仕組み・危険性(リスク)について十分に理解していただいていること。
10. 当社からの電子メール又は電話で常時連絡がとれる方。
11. 法律上の行為能力をお持ちである方。

上記以外で次の要件に該当するお客様は原則不適格者といたしますが、当社の定める申出書等の提出を頂き、審査基準に照らして、条件を満たしているお客様はお取引をすることが出来るものといたします。

1. 一定の収入(500万円以上)がない方。
2. 満75歳以上の方。
3. 下記に規定する公金取扱者。
 - ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関に勤務する方。
 - ② 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等のノンバンクに勤務する方。
 - ③ 国、地方公共団体、その他の公益機関に勤務する方。
 - ④ 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方。

これらは口座開設のお申込に必要な条件です。口座開設申込及び本人確認書の受入れ後、当社にて口座開設の審査を行うこととなります。審査の結果によっては口座開設のご希望に添えかねる場合がございますので予めご了承下さい。

なお、当社では、投資家保護の観点より未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方、生活保護法の適用を受けている方、破産者で復権を得ない方、商品先物取引を始めるにあたり、資金の借り入れを行おうとしている方、損失が生ずるおそれのある取引を望まない方、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方、反社会的勢力に該当または反社会的勢力と関係を有する方の口座開設のお申込は受付けておりません。

③ 顧客数

顧客数 4,293名 (平成27年3月31日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,665,768	流動負債	5,010,282
現金及び預金	468,340	未払金	18,353
委託者未収金	15,635	未払法人税等	2,889
保管有価証券	103,788	預り証拠金	4,970,130
差入保証金	3,653,000	未払消費税等	10,482
金銭の信託	200,000	賞与引当金	1,540
委託者先物取引差金	1,191,828	その他	6,884
前払費用	4,051	固定負債	81,268
未収還付法人税等	703	預り敷金保証金	38,508
その他	33,377	退職給付引当金	13,721
貸倒引当金	△4,956	商品取引事故損失引当金	18,000
固定資産	1,467,925	繰延税金負債	11,038
有形固定資産	(825,831)	特別法上の準備金	5,194
建物	25,503	商品取引責任準備金	5,194
車両運搬具	208		
工具、器具及び備品	30,119	負債合計	5,096,745
土地	770,000		
無形固定資産	(23,683)	(純資産の部)	
のれん	391	株主資本	2,013,853
電話加入権	324	資本金	1,600,000
ソフトウェア	22,967	資本剰余金	602,152
投資その他の資産	(618,410)	資本準備金	602,152
投資有価証券	151,800	利益剰余金	60,597
長期委託者未収金	155,651	利益準備金	50,595
破産更生債権等	52,944	その他利益剰余金	10,002
長期差入保証金	389,897	配当積立金	238,000
長期貸付金	1,526	繰越利益剰余金	△227,998
長期前払費用	13,556	自己株式	△248,896
ゴルフ会員権	21,816	評価・換算差額等	23,094
その他	759	その他有価証券評価差額金	23,094
貸倒引当金	△169,543		
資産合計	7,133,693	純資産合計	2,036,948
		負債・純資産合計	7,133,693

② 損益計算書

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取手数料	568,715	
売買損益	△208,332	
不動産賃貸収入	38,508	398,890
営業費用		
販売費及び一般管理費	547,218	547,218
営業損失		148,327
営業外収益		
受取利息	3,489	
受取配当金	2,358	
情報提供収入	701	
償却債権取立益	775	
その他	189	7,514
営業外費用		
支払利息	23	23
経常損失		140,836
特別利益		
商品取引責任準備金戻入額	8,994	8,994
特別損失		
商品取引事故損失	16,977	
その他	97	17,075
税引前当期純損失		148,916
法人税・住民税及び事業税	950	950
当期純損失		149,866

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				配当積立金	繰越利益剰余金	
平成26年4月1日残高	1,600,000	602,152	50,595	238,000	△78,131	210,464
事業年度中の変動額						
当期純損失					△149,866	△149,866
純資産の部に直接計上された されたその他有価証券 評価差額金の増減						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△149,866	△149,866
平成27年3月31日残高	1,600,000	602,152	50,595	238,000	△227,998	60,597

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日残高	△248,896	2,163,720	△8,000	△8,000	2,155,719
事業年度中の変動額					
当期純損失		△149,866			△149,866
純資産の部に直接計上 されたその他有価証券 評価差額金の増減			31,095	31,095	31,095
事業年度中の変動額合計	-	△149,866	31,095	31,095	△118,771
平成27年3月31日残高	△248,896	2,013,853	23,094	23,094	2,036,948

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的債券・・・償却原価法

② その他の有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブ・・・・・・・・時価法

(3) たな卸資産

商 品・・・・・・・・移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・・・建物 (建物附属設備を除く)

(リース資産を除く)

① 平成10年3月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

② 平成10年4月1日以降平成19年3月31日以前
に取得したもの
法人税法に規定する旧定額法

③ 平成19年4月1日以降に取得したもの
法人税法に規定する定額法

建物以外

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

② 平成19年4月1日以降に取得したもの
法人税法に規定する定率法

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産・・・・・・・・定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給対象期間基準による繰入額を基礎に将来の支給見込額を加味して計上しております。
- (3) 退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 商品取引事故損失引当金・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失見込額のうち、商品取引責任準備金の期末残高を勘案し、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。
- (5) 商品取引責任準備金・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

4. 営業収益の計上基準

- (1) 受取手数料
 - ① 商品先物取引・・・委託者の売付または買付に係る取引が成立したときに計上しております。
 - ② オプション取引・・・委託者の売付または買付に係る取引が成立したときに計上しております。
- (2) 売買損益
 - ① 商品先物決済損益・・・取引を転売または買戻しおよび受渡しにより決済したときに計上しております。
 - ② 商品先物評価損益・・・自己売買による未決済取引額の時価による評価損益を計上しております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理・・・消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	400,000千円	(注1)
建物	25,503千円	(注2)
土地	770,000千円	(注2)
投資有価証券	11,999千円	(注3)
その他	20,000千円	(注3)
合計	1,227,502千円	

担保資産に対応する債務
該当事項はありません。

- (注1) 当座貸越契約に係わる担保に供している資産であります。
- (注2) 貸出コミットメント契約に係わる担保に供している資産であります。
- (注3) 商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号に規定する基金代位弁済委託契約に係わる担保に供している資産であります。当事業年度末における同規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、200,000千円であります。
- その他商品先物取引法施行規則第98条第1項第1号の分離保管指定信託契約に基づき、指定信託額200,000千円を信託しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 159,085千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務
該当事項はありません。
- (4) 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金期末実行残高は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額 | 600,000千円 |
| 借入実行残高 | <u> 一千円</u> |
| 差引額 | <u>600,000千円</u> |
- (5) 商品取引責任準備金
商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
該当事項はありません。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項（自己株式を含む）

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	92,714株	—	—	92,714株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	20,597株	—	—	20,597株

V. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

商品取引責任準備金	1,679千円
貸倒引当金	52,343千円
ゴルフ会員権評価損	19,766千円
商品取引事故損失引当金	5,821千円
電話加入権減損損失	5,447千円
退職給付引当金	4,437千円
その他	1,188千円
繰越欠損金	450,701千円
繰延税金資産小計	541,386千円
評価性引当額	541,386千円
繰延税金資産合計	<u>－千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>11,038千円</u>
繰延税金負債合計	<u>11,038千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>11,038千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	35.6
(調整)	
評価性引当額の増減	△35.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.2
その他	<u>△0.1</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△0.6</u>

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

VI 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、商品先物取引の受託業務を行う商品先物取引業であります。資金運用については主に流動性の高い預金及び一部金銭信託で運用しております。また、デリバティブ取引は、自己の計算に基づき商品先物取引自己ディーリングを行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

商品市場における取引に基づいて発生する顧客に対する営業債権である委託者未収金、長期委託者未収金及び破産更生債権等は顧客の信用リスクに晒されております。保管有価証券は商品先物取引の代用証拠金として顧客から預っている有価証券及び倉荷証券で、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は商品先物取引の現金証拠金として顧客から預っているもの及び自己ディーリングの現金証拠金を清算機構等に預託しているもので、清算機構等の信用リスクがあります。長期差入保証金は、商品取引所への預託金である会員信託金、清算預託金及び寮・社宅の敷金であり、商品取引所及び賃貸人の信用リスクに晒されておりますが、リスクは非常に低いものであります。金銭の信託は商品先物取引の分離保管のための金融機関への信託であり金融機関の信用リスクに晒されております。委託者先物取引差金は当社顧客の商品先物取引に係る値洗い額で商品の価格変動リスクに晒されておりますが、顧客の預り証拠金により担保されており、リスクは非常に低いものであります。

投資有価証券は、株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期貸付金は、元従業員に対するもので、借主の信用リスクに晒されております。ゴルフ会員権も同様に発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。預り証拠金は、商品先物取引の証拠金として顧客から預っている現金、有価証券及び倉荷証券で、差入保証金又は保管有価証券として、清算機構・委託者保護基金へ預託しており、リスクはほとんどありません。デリバティブ取引は当社が自己の計算において行っている商品先物取引であり、商品の価格変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスクの管理

営業債権については、取引先の状況を日々モニタリングし、商品先物取引法に基づく「受託契約準則」及び「特定の電子取引に関する契約約款」に基づいて相手先ごとに残高を管理するとともに、「委託者未収金に係る内規」に基づいて債権の回収に努めております。

2. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、「リスク管理規程」、「自己ディーリング管理に係る内規」「純資産規制比率に関する規程」に基づいてリスク管理をするとともに、運用状況の管理は総務経理部が行い、内部管理担当役員が取締役に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	468,340	468,340	—
(2) 委託者未収金	15,635	15,635	—
(3) 保管有価証券	103,788	135,534	31,746
(4) 差入保証金	3,653,000	3,653,000	—
(5) 金銭の信託	200,000	200,000	—
(6) 委託者先物取引差金	1,191,828	1,191,828	—
(7) 未収還付法人税等	703	703	—
(8) 投資有価証券	139,801	139,801	—
(9) 長期委託者未収金 貸倒引当金 (*)	155,651 △113,169		
	42,482	42,482	—
(10) 破産更生債権等 貸倒引当金 (*)	52,944 △51,544		
	1,399	1,399	—
(11) 長期差入保証金	389,897	389,897	—
(12) 長期貸付金 貸倒引当金 (*)	1,526 △1,526		
	—	—	—
(13) ゴルフ会員権	21,816	18,490	△3,326
資産計	6,228,692	6,257,113	28,420
(14) 未払金	18,353	18,353	—
(15) 預り証拠金	4,970,130	5,001,877	31,746
(16) 未払法人税等	2,889	2,889	—
(17) 未払消費税等	10,482	10,482	—
(18) 預り敷金保証金	38,508	38,508	—
負債計	5,040,365	5,072,112	31,746
デリバティブ取引	△42,621	△42,621	—

(*) 長期委託者未収金、破産更生債権等及び長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 委託者未収金、(6) 委託者先物取引差金、(7) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
- (3) 保管有価証券
商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として預託を受けたもので、株式、倉荷証券及び投資信託の時価は取引所の価格によっており、債券の時価は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 差入保証金、(11) 長期差入保証金
これらの時価については、取引に基づくものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 金銭の信託

預金と同様の性質を有すると考えられるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 投資有価証券

この時価については、株式の取引所における価格によっております。

(9) 長期委託者未収金、(10) 破産更生債権等、(12) 長期貸付金

これらは、相手先ごとに回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しており、貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した全額が時価に近似しているため、当該価額を時価としております。

(13) ゴルフ会員権

この時価については、公表されている基準価格及び取引価格によっております。

負債

(14) 未払金、(16) 未払法人税等(17) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(15) 預り証拠金

これは、商品先物取引の顧客から預り証拠金として預託を受けたもので、現金証拠金 4,866,342千円の時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。代用有価証券103,788千円の時価については、株式、倉荷証券及び投資信託は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

(18) 預り敷金保証金

この時価については、取引に基づくものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

商品取引所に上場されている商品及び指数の先物取引を自己の計算において行っております。取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	11,999

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、(8) 投資有価証券には含めておりません。

(注3) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

その他有価証券における種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当該事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	(1) 株式	105,667	139,801	34,133
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	105,667	139,801	34,133
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		105,667	139,801	34,133

非上場株式（貸借対照表計上額11,999千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため上記に含めておりません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定日

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	468,340	—	—	—
委託者未収金	15,635	—	—	—
金銭の信託	200,000	—	—	—
長期委託者未収金	9,324	111,159	35,168	—
破産更生債権等	622	777	—	—
長期貸付金	—	—	—	—

破産更生債権等のうち51,544千円、長期貸付金のうち1,526千円は、償還予定額を見込めないため上記に含めておりません。

(注5) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	取引の種類	当事業年度（平成27年3月31日）			
		契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
商品市場取引	現物先物取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,115,282	—	2,072,661	△42,621
合計	2,115,282	—	2,072,661	△42,621	

時価の算定方法は、東京商品取引所等の取引所における帳入価格（清算価格）によっております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38,508千円（賃貸収益は営業収益に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
466,852千円	△468千円	466,384千円	397,869千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額は建物の減価償却による減少額です。
3. 当期末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 28,245円05銭
(2) 1株当たり当期純損失 2,078円11銭

Ⅸ. その他の注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、単位未満を切り捨て、1株当たり情報および百分率は単位未満を四捨五入して表示しております。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。